

理事会議事録

- 1 開催日時 令和7年6月10日(火) 午前10時30分～
2 開催場所 大阪市立社会福祉センター3階 第1会議室
3 議事の内容

司 会

定刻がまいりましたので、ただ今から理事会を開催いたします。

本日の出席状況でございますが、理事定数6名以上23名以内、現在員数19名、本日の出席者16名でございます。従いまして、理事総数の過半数に達しておりますので、定款第29条第2項の規定により、本会議は有効に成立していることをご報告いたします。

なお、羽賀監事、新田監事にもご出席いただいておりますことをご報告いたします。また、本日の議案について、特別の利害関係を有する理事の出席はございません。それでは、はじめに、本会の管理職に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

4月1日付けで就任いたしました、真鍋事務局長でございます。

堀江 事務局次長兼福祉部長でございます。

安森 総務部長でございます。

加藤 福祉部地域福祉推進担当課長でございます。

次に、今回、お配りしております、資料の確認をさせていただきます。

(資料確認)

それでは、永岡会長から開会にあたりまして、ごあいさつを申し上げます。

永岡会長

(あいさつ)

司 会

それでは、ただ今から議事に入りますが、理事会の議長は定款第29条第1項の規定により、その都度理事の互選とすることになっておりますが、慣例により、永岡会長にお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

異議なしということでございますので、議長を永岡会長にお願いいたします。

永岡議長

まず、理事会の議事録の署名人ですが、定款第30条第2項に「出席した会長及び監事は、議事録に記名押印する」と規定していることから、私と羽賀監事、新田監事が議事録に署名いたします。

羽賀監事さん、新田監事さんどうぞよろしく申し上げます。

<第1号議案> 令和6年度事業報告及び決算報告(案)について

永岡議長

それでは、議案書に基づきまして、議事を進めてまいります。

第1号議案の令和6年度事業報告及び決算報告(案)について、事務局から一括して説明してください。

堀江次長

事務局次長兼福祉部長の堀江です。第1号議案、令和6年度事業報告(案)につきまして、ご説明申し上げます。資料1の1頁をご覧ください。全文を読みあげさせていただきます。

わが国では、急速な少子高齢化の進展や単身世帯の増加等の影響により、地域における人のつながりの希薄化のみならず、国内外の社会情勢等を背景とした物価高騰の影響も受け、生活困窮状態に陥り生活再建の課題を抱える人や社会的に孤立する人々が増えるなど、地域生活課題がより一層、複雑・多様化、深刻化している。

このような中、「つながり・支え合うことができる福祉コミュニティづくり」を基本理念とした「第3期大阪市地域福祉活動推進計画」（令和6～8年度）の初年度として、本会及び各区社会福祉協議会が着実に計画を推進していくため、具体的な取組みと数値目標を掲げた実行計画を作成するとともに、重点推進項目である地域づくり・相談支援双方からの「参加支援」の取組みについて、課題を抱える当事者の社会参加を支援する「個別の相談支援からの参加支援」に関する実践事例を各区社会福祉協議会から収集やヒアリングを行い、職員が備えるべき視点や支援策を整理した手引きを作成した。

また、令和6年1月に発生した能登半島地震への支援活動として、近畿ブロックの各社協と連携して、七尾市社協の災害ボランティアセンター運営支援のため、職員19人を派遣するとともに、被災地支援のボランティアバスを輪島市社協に2回運行し、ボランティア51人の参加があった。また、奥能登地域を中心とした豪雨災害が発生したことを受け、輪島市社協の災害ボランティアセンターに職員を1人派遣し、支援活動に取り組んだ。一連の活動で得た気づきを今後の災害支援活動につなげるため、派遣職員による報告会を実施したほか、地域福祉シンポジウムで現地の状況を広く発信した。

さらに、安定的・継続的な事業展開に向けた組織基盤の強化として、既卒者を対象とした就職個別相談会を新たに開催するなど人材の確保・育成に関わる取組みを積極的に進めるとともに、新たな人事・給与システムを導入し、大幅な業務の効率化を図った。

以上、本会は、地域福祉を推進する中核的な団体として、多様な活動主体と共に地域福祉を推進するという社協の役割・責務を果たしながら、互いに助け合い・支え合う地域共生社会と「一人ひとりの人権が尊重されるやさしさとぬくもりのある福祉によるまちづくり」の実現に向け、積極的に事業を推進した。

続きまして、2頁「取組み実施状況」をご覧ください。ただいまご説明いたしました令和6年度の事業報告の概要に沿いまして、本会が取り組んでまいりました個別の事業について記載しております。

主な内容につきましてご説明いたします。

2頁「1 組織基盤の強化」につきましては、人材の確保・育成・定着、財政基盤の強化等に取り組んでおり、(1)の人材確保につきましては、新卒者・既卒者あわせて26人の職員を採用しました。また、インターンシップに関して学生・大学の教員向けのアンケート調査や社協仕事体験を試行的に取り組みました。(3)法人運営機能の強化では、人事・給与システムをクラウド型の新システムに移行させ、人事・給与データの一括管理や、年末調整業務、職員採解事務等の大幅な効率化につなげました。

3頁「2 第3期 大阪市地域福祉活動推進計画の推進」につきましては、計画の初年度として、計画の「概要版」を作成し、広く周知・啓発しました。また、計画の推進に向けまして、本会及び区社協ごとに具体的な取組みと数値目標を

設定した実行計画を策定し、進捗や成果を確認し、区社協の取組み推進を支援いたしました。本計画の重点項目でもあります参加支援につきましては、令和6年度は課題を抱える当事者の社会参加を支援していくため、「個別の相談支援からの参加支援」に関する実践事例のヒアリングを踏まえ、支援の視点や方法等を整理した手引きを作成いたしました。

4頁「3 重層的支援体制整備事業を見据えた区社協への支援強化」につきましては、特に(1)のア 重層的支援体制整備事業の実施を見据えた大阪市との検討・協議ですが、令和7年度からの実施に向け、大阪市と検討・協議を重ねました。そうしたなかで、国の枠組みに即した事業実施が困難であることが判明したため、大阪市としての交付金申請は見送ることとなりましたが、重層的支援体制整備事業の目的や考え方に沿って、包括的支援体制の充実に向けて、既存の交付金事業や見守り相談室、体制整備事業、地域包括支援センター事業等の継続推進とさらなる事業間連携を推進するよう区社協を支援しました。

次に6頁に移りまして、「4 多様な主体・資源がつながる地域福祉活動の推進」の、(3)福祉教育の充実につきましては、福祉教育の理念や進め方をまとめ、社協全体で取り組むという共通認識を図ることを目的に「社協が推進する福祉教育の手引き」を作成し、これを活用して研修等実施いたしました。

7頁(5)認知症への理解を深める取組みの普及・啓発につきましては、認知症サポーター養成講座の開催支援や、オレンジサポーターを育成する研修の実施や支援、キャラバン・メイトの養成等、さまざまな取組みを実施いたしました。

8頁(6)アの大阪市ボランティア活動振興基金や、イの善意銀行の運営、ウの共同募金など、助成事業を通して、地域福祉活動を支援いたしました。

9頁「5 地域福祉を支える人材確保及び育成強化」につきましては、(1)福祉に関心を持つ人を広げるための啓発・情報発信の推進として、広報誌「大阪の社会福祉」や情報誌「ウェルおおさか」、ホームページを活用した情報発信を行い、10頁に移りまして、(3)福祉専門職の確保・育成・定着としましては、アに記載しております、福祉の仕事を目指す人を増やすことを目的として、大学や専門学校・高校に在学の学生を対象に、現在施設等で働いている若手職員から広く「福祉」の魅力と実状を伝えてもらう、福祉のおしごと魅力発見ミーティングを、大阪市社会事業施設協議会と共催で開催いたしました。また、エに記載の大阪市内で社会福祉の実践を行うグループや個人の研究活動や実践報告を掲載する研究誌「大阪市社会福祉研究」第47号を発行いたしました。

11頁「6 暮らしの相談支援の充実」の(2)生活福祉資金貸付事務事業につきましては、通常貸付とともに、令和7年度からの新型コロナウイルス感染症特例貸付の借受人へのフォローアップ支援の拡充に向け、マニュアルの作成を通じて円滑に借受人の支援につながるよう取り組みました。

12頁「7 暮らしの安心を支える権利擁護の推進」につきましては、(1)あんしんさぽーと事業、(2)成年後見支援センター事業を通じて、権利擁護支援を推進してまいりました。

13頁「8 災害に備えた平時からの取組み及び被災地支援」につきましては、(1)に記載のように、職員の災害時における対応力の向上に向け、係長級職員を対象に災害ボランティアセンター運営者マネジメント研修を実施いたしまし

堀江次長

た。(2)の平時からの環境整備としましては、災害時にも迅速かつ的確に対応できるよう、事業継続計画(BCP)の改訂や、発災後速やかに災害対策本部を設置して活動ができる場所を確保するため、本会事務所を一部改修し、災害対策用スペースを整備いたしました。(3)の関係団体との連携強化につきましては、「災害時におけるボランティア支援に関する協定」を締結しているライオンズクラブ国際協会335-B地区と、より身近な地域での連携体制を強化できるよう、各区社協と担当ライオンズクラブとの協定締結に向けて調整し、令和6年度末で、23区で締結が完了いたしました。また、被災地支援活動といたしまして、能登半島地震に関しまして、近畿ブロックの各社協と連携し、七尾市及び輪島市へ本会及び各区社協職員20人を派遣いたしました。また、被災された地域において復旧活動や復興支援を行うため、被災地支援活動ボランティアバスを9月に2回運行し、51人のボランティア(うち、高校生や大学生等の学生28人)と共に輪島市の復旧活動や復興支援に取り組みました。

14頁「9 介護保険要介護認定調査・障がい支援区分認定調査事業」につきましては、19区の要介護認定及び15区の障がい支援区分認定調査業務を担い、要介護・障がい調査あわせまして、約11万件の調査を実施いたしました。

最後に「10 福祉関係機関・団体との連携と協働」についてですが、地域福祉の推進に向け、(1)大阪市民生委員児童委員協議会との連携、(2)大阪府共同募金会との連携、(3)大阪市社会事業施設協議会、区社会福祉施設連絡会への活動支援と連携強化、(5)近畿ブロック指定都市社協会議の開催などに取り組みました。

事業報告は以上でございます。

安森部長

総務部長の安森でございます。

引き続きまして、令和6年度決算報告(案)についてご説明いたします。

資料1、16頁をご覧ください。

令和6年度決算報告の概要ですが、法人全体としては、事業資金が増加するなど、健全な決算となりました。

また、コロナ禍における生活福祉資金特例貸付の借受人へのフォローアップ支援事業を引き続き実施しました。

それでは、令和6年度の財務活動についてご説明いたします。

事業運営の透明性の向上の観点から、貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書といった計算書類等の公表が義務付けられており、それぞれの計算書類における、本会の全体的な財政状態・経営状況・資金繰りの状況についてご説明いたします。

では、「1 法人全体の状況」(1)貸借対照表をご覧ください。

貸借対照表は、3月31日時点の本会のすべての資産・負債・純資産の残高を表します。特に、純資産の増減は、組織の財政基盤の健全性を表す指標となりますことから、前年度決算額との比較によりまして、今年度の財政状態についてご説明いたします。

令和6年度の3月31日時点の資産総額は、表左にありますように、30億6,841万1,373円、負債総額は表右上段にありますように4億2,564万62円、その差額、組織の財政基盤を表す純資産額は表右側下段にありますように26億4,277

安 森 部 長 万 1,311 円でございます。

一方、昨年度の純資産額は、表の外、右枠の下にありますように、25 億 4,420 万 3,459 円であり、今年度と比較しますと残高が増加しておりますことから、財政基盤が強化されたと言えます。

次に、(2) 事業活動計算書をご覧ください。

事業活動計算書は、4 月 1 日から 3 月 31 日における本会の経営成績を表します。特に、当期活動増減差額は、一般には当期純利益と呼ばれ、プラスであれば財政基盤が強化されたとされることから、組織の経営状況を判断する指標となります。

今年度の収益総額は表右にありますように 39 億 2,748 万 9,606 円、費用総額は表左上段にありますように 39 億 7,945 万 1,719 円であり、その差額はマイナス 5,196 万 2,113 円となっております。マイナスの要因としましては、保有している債券の市場価格が下落したことによる評価損が主な原因ですが、これら債券は満期まで保有するものであり、評価損を除外した当期活動増減差額は、枠外左側にありますようにプラスの 4,838 万 7,523 円であることから、経営状況は健全であると言えます。

続きまして、資料 17 頁 (3) 資金収支計算書をご覧ください。

資金収支計算書は、4 月 1 日から 3 月 31 日における、本会の事業資金の収支内訳を表します。特に、当期末支払資金残高は、次年度へ繰り越すことのできる事業資金額を表します。

今年度の収入総額は、表中央の決算欄の最上段にありますように、38 億 8,265 万 1,720 円、支出総額はその下にありますように 39 億 3,835 万 3,800 円となっており、収入と支出の差額を表す当期資金収支差額は、その下にありますようにマイナス 5,570 万 2,080 円となっております。マイナスの要因としましては、法人運営事業からボランティア活動振興基金へ貸し付けている事業資金 1 億 5,000 万円について、顧問税理士法人の指導により、流動資産から固定資産へ科目変更したことによるものです。科目変更による増減を除外した当期の収支を矢印先に記載しておりますが、その当期資金収支差額はプラスの 7,857 万 2,231 円となっておりますことから、前年度と比較して事業資金を増加させることができたと言えます。

続きまして、資料 18 頁「2 事業ごとの主な状況・特筆事項」をご覧ください。

ここでは、各事業の資金収支計算書をもとに、各事業での特筆すべき事業内容について、ご説明いたします。

それでは、①法人運営事業をご覧ください。

経常経費寄附金収入について、予算額 100 万円のところ、市民及び法人からのご寄附により決算額 214 万 7,927 円となりました。

次に業務委託費について、令和 6 年度に計画しておりました人事・給与システムの再構築及び新グループウェアの導入経費について、予算内に抑えております。

事業費につきましては、能登半島地震・豪雨災害に係る被災地の災害ボランティアセンターの運営支援のための職員を派遣したことに伴い発生したものです。

安 森 部 長

また、独自事業として、被災地支援活動ボランティアバスを2回運行した経費等が発生しました。参加費収入については、ボランティアバス運行に係る参加者から集金したのですが、高校生・大学生については参加費を半額にし、参加しやすくしたことで、参加者51人中、28人の高校生・大学生の参加がありました。

最後に、災害時ボランティア活動支援積立金資産支出ですが、予算どおり200万円を積み立てました。同積立金については、大阪市における大規模災害に備えるため、令和元年度から積み立てておりますが、次年度以降も計画的に積み立ててまいります。

続いて②地域こども支援ネットワーク事業です。

助成金収入について、予算額300万円のところ、決算額567万7,403円となっております。地域こども支援ネットワーク事業は、自主財源のほか、大阪市からの補助金と、事業に賛同いただいた施設や市民からの協力金を原資としています。今年度は延べ79件もの団体・市民から予算を上回る協力金をいただきました。

以下、③・④では、各事業における今年度助成件数・貸付件数を備考欄に記載しております。それぞれ、善意銀行事業における助成件数は24件、ボランティア活動振興基金事業における助成件数は156件となっております。

最後に、資料80頁 令和6年度社会福祉充実残額算定シートをご覧ください。

これは、厚生労働省が定めた社会福祉充実残額算定シートのうち、本会では不要な項目を省略して、A4サイズに調整したものです。結果、資料81頁の最下段にありますように、社会福祉充実残額はマイナス26億734万円となっておりますので、社会福祉充実計画を策定する必要がないことをご報告いたします。

以上、令和6年度決算報告（案）についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

永 岡 議 長

ただ今、令和6年度事業報告及び決算報告（案）について、説明がありましたが、皆さまからのご質問をお受けする前に、新田監事から監査報告をお願いします。

新 田 監 事

資料1、77頁をご覧ください。

私、新田と羽賀監事は、令和7年6月2日、市社協事務局において、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの理事の職務執行状況について監査を実施しました。

あわせて、会計監査人「辻・本郷監査法人」から会計監査報告を受けたところです。

その結果につきまして、監事を代表してご報告します。

事業報告等は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

また、理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

さらに、内部管理体制に関する事業報告の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

新 田 監 事 計算関係書類及び財産目録の監査結果については、会計監査人「辻・本郷監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

なお、資料の 78、79 頁には会計監査人からの理事会あて監査報告書も添付していますので、後ほどご参照ください。

以上です。

永 岡 議 長 ありがとうございます。

それでは、皆さまからのご意見・ご質問をお受けいたします。いかがでしょうか。

私からよろしいでしょうか。事業報告の部分で説明いただけたらと思います。

一つは「大阪の社会福祉」について、今年度から全面カラー化になりましたが、昨年度の課題を踏まえ今年度の事業をどのように進めていくか補足いただければと思います。

もう一つは 11 頁のおおさか介護サービス相談センターについて、昨年度はどのような経路での相談が多かったのか教えていただければと思います。

堀 江 次 長 まず、一つ目の「大阪の社会福祉」について、全面カラー化と発行回数の変更につきましては令和 7 年度からですので、令和 6 年度の事業報告は従前どおりの 12 回発行ということで報告をさせていただいております。

令和 7 年度は隔月発行で、5 月号をすでに発行したところです。

全ページカラー化することと、単に発行回数を減らすのではなく、1 冊あたりの頁数を増やすということと、デジタル媒体での広報情報発信を拡充しながら取り組んでおります。

市 川 副 所 長 おおさか介護サービス相談センター副所長の市川でございます。

先ほどのご質問について、相談件数 2,082 件のうち、来所での相談が 18 件、電話での相談が 1,742 件、その他メール等が 322 件です。

相談者の内訳について、利用者あるいは家族からのご相談が 7 割以上占めております。事業者の方からの相談も増えており、近年の特徴として挙げられるのは、介護現場における利用者あるいは家族からのカスタマーハラスメントに関する相談です。昨年度、法律分野の専門相談員が対応するケースが 14 件ありましたが、そのうち 9 件がハラスメントに関する相談でした。

永 岡 議 長 ありがとうございます。「大阪の社会福祉」は隔月発行になりますが、ページ数を増やし、発信していく内容も増やしたいという思いもあるかと思っておりますので、上手く展開していけばと思いました。

他にご質問よろしいでしょうか。

新 田 監 事 事業報告とは異なるかもしれませんが、在日外国人の問題です。

例えば西成区は、人口約 10 万 5,000 人のうち約 15%が在日外国人です。

特に 20 歳から 24 歳を見ると、人口の半分以上が在日外国人であり、地域共生社会や多文化共生の重要性がありながらも、町会への未加入や、自分たちのコミュニティの中だけのつながりとなってしまうと、軋轢が生まれてくるので

新 田 監 事 はないかと考えております。

昨年も大規模災害がありましたが、大規模災害時の在日外国人の死亡率は日本人より高いというデータもあります。

具体的には各区社協の役割になると思いますが、一地域住民として生活するために既存のコミュニティや町会にどうやって入ってもらうのか、文化の違いをどう理解してもらうのか、検討すべきことはたくさんあると思います。

現在も大阪に経営管理ビザ等で外国人が多数移住してきており、このままだと、様々な場面で軋轢が生まれてくるのではないかと危惧しています。

地域共生といった綺麗な言葉だけではなくて、一地域住民として在日外国人を位置づけるうえで、具体的に市社協としてどのように区社協と連携して、課題に向き合っていくのか、今後考えていただきたく、意見としてお伝えします。

堀 江 次 長 今ご意見ということでいただきました。日本で生活する外国人の方、ここ数年で数が急増しているということで、先日大阪市からデータをいただいたところ です。

実際に災害に限らず、普段の暮らしの中で、市社協、区社協として各事業を通じてつながりを作っていくところが課題と感じております。今のご意見も踏まえまして、今後について、しっかりと考えていきたい思います。

永 岡 議 長 ありがとうございます。

戦争等で避難されている方もおられますが、定住している方も西成区もお聞きしていたらすごく増えているとのことですので、社協として現状を把握し、支援のあり方を検討していく必要があると感じました。

他にご意見ご質問ないようでしたら、ご承認いただけますでしょうか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第1号議案は原案どおり決定されました。

<第2号議案> 理事及び監事候補者の推薦について

永 岡 議 長 続きまして、第2号議案の理事及び監事候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真 鍋 局 長 事務局長の真鍋です。

第2号議案、理事及び監事候補者の推薦につきまして、ご説明いたします。

現在の理事及び監事の任期は、令和6年度会計に係る定時評議員会終結時までとなっており、この後、第5号議案でお諮りいたしますが、定時評議員会の開催予定日の6月25日をもって任期満了となります。

これにより、次期任期の令和7年6月25日から令和8年度会計に係る定時評議員会終結時までの理事及び監事候補者の推薦についてお諮りするものです。

はじめに、資料2の5頁、理事・監事・会計監査人選任規程、第2条をご覧ください。理事の選任は(1)の区社会福祉協議会の代表者から、(4)の社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等、までの4つの区分から選任すると規定しております。

真鍋局長

それでは、1頁にお戻りください。

理事の候補者（案）ですが、「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、

大阪市都島区社会福祉協議会会長の前田起平様
大阪府中央区社会福祉協議会会長の浦野皖次様
大阪府西淀川区社会福祉協議会会長の大垣純一様
大阪府淀川区社会福祉協議会会長の三田和夫様
大阪府東成区社会福祉協議会会長の清水弘様
大阪府生野区社会福祉協議会会長の多田龍弘様
大阪府阿倍野区社会福祉協議会会長の永岡正己様
大阪府東住吉区社会福祉協議会会長の川本公夫様

新たな候補者といたしまして、

大阪市此花区社会福祉協議会会長の岩井政人様
大阪府大正区社会福祉協議会会長の川上満様
を推薦いたしたく存じます。

お二方ともこれまで区社協会長及び本会評議員としてご尽力いただいております。

なお、現在、理事としてご尽力いただいております、住之江区社会福祉協議会会長の中野紀久雄様におかれましては、今期をもって区社協会長を退任されることに伴い、本会理事についてもご退任となります。

2頁に移りまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」といたしまして、

大阪市地域女性団体協議会会長の前田葉子様
大阪府社会事業施設協議会会長の川端均様
大阪府身体障害者団体協議会会長の手嶋勇一様

なお、現在、理事としてご尽力いただいております、大阪府ひとり親家庭福祉連合会会長の北玲子様におかれましては、この後、第3号議案でお諮りいたしますが、これまでの理事としてのご経験を活かしてご尽力いただきたく、次期任期については評議員候補者として推薦いたしたく存じます。

続きまして、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」といたしまして、

大阪府民生委員児童委員協議会会長の小嶋憲子様
大阪府民生委員児童委員協議会副会長の栗野太一郎様
以上2名の皆さまに引き続き、ご尽力賜りたいと存じます。

3頁に移りまして、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」といたしまして、

大阪府こども青少年局長の佐藤充子様
本会常務理事の吉村浩、
本会常勤理事の浅井俊之

新たな候補者といたしまして、

大阪府福祉局長の向井順子様
弁護士の川下清様
を推薦いたしたく存じます。

向井様は大阪府福祉局生活困窮者自立支援室長を歴任され、令和7年4月1日から大阪府福祉局長に就任されております。

真鍋局長 川下様は本会の顧問弁護士として長年にわたりご助言やご指導をいただいております、本会事業に精通されております。

なお、現在、理事としてご尽力いただいております、大阪府立大学名誉教授の右田紀久恵様におかれましては、今期をもって理事を退任されます。

以上が、理事候補者の皆さまです。

続きまして、監事候補者（案）について、ご説明いたします。

5頁の選任規程、第3条第2項をご覧ください。監事の選任につきまして、1名は財務諸表を監査し得る者、1名は社会福祉事業について見識を有する者と規定しています。

それでは、4頁にお戻りください。

監事候補者として、現在も監事としてご尽力いただいております、
税理士の羽賀順一様
大阪市老人福祉施設連盟業務執行理事の新田正尚様
以上2名の皆さまに引き続き、ご尽力賜りたいと存じます。

今回、理事及び監事候補者の皆さまは、社会福祉法に定められた事項に係る確認書も提出いただいております。

以上、理事及び監事候補者の推薦についてご説明いたしました。
ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

永岡議長 ただ今、理事及び監事候補者の推薦について説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

（異議なし）

異議なしということですので、第2号議案は、原案どおり決定されました。

<第3号議案> 評議員候補者の推薦について

永岡議長 続きまして、第3号議案の評議員候補者の推薦について、事務局から説明してください。

真鍋局長 第3号議案、評議員候補者の推薦につきまして、ご説明申し上げます。

現在の評議員の任期は、令和6年度会計に係る定時評議員会終結時までとなっており、先ほどの第2号議案でもご説明しましたとおり、定時評議員会の開催予定日の6月25日をもって任期満了となります。

これにより、次期任期の令和7年6月25日から令和10年度会計に係る定時評議員会終結時までの評議員候補者の推薦についてお諮りするものです。

はじめに、資料3の4頁、評議員選任規程、第2条をご覧ください。評議員の選任は(1)の区社会福祉協議会の代表者から、(4)の社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等、までの4つの区分から選任すると規定しております。

それでは、1頁にお戻りください。

評議員の候補者（案）でございますが、「区社会福祉協議会の代表者」といたしまして、
大阪市福島区社会福祉協議会会長の小西克彦様

真 鍋 局 長

大阪市港区社会福祉協議会会長の上田哲夫様
大阪市天王寺区社会福祉協議会会長の一本松三雪様
大阪市浪速区社会福祉協議会会長の北口武司様
大阪市東淀川区社会福祉協議会会長の吉田正則様
大阪市旭区社会福祉協議会会長の宮本正路様
大阪市城東区社会福祉協議会会長の高木正博様
大阪市鶴見区社会福祉協議会会長の中田俊二様
大阪市平野区社会福祉協議会会長の林幸男様
大阪市西成区社会福祉協議会会長の越村市二様
以上 10 名の皆さまに引き続き、ご尽力賜りたいと存じます。

2 頁に移りまして、「公私社会福祉事業施設・団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者」といたしまして、

朝日新聞厚生文化事業団大阪事務所長の中谷和司様
毎日新聞大阪社会事業団常務理事の森野茂生様
大阪市手をつなぐ育成会理事長の長谷川美智代様

新たな候補者といたしまして、
大阪市ひとり親家庭福祉連合会会長の北玲子様
産経新聞厚生文化事業団専務理事の佐藤泰博様
を推薦いたしたく存じます。

略歴は資料に記載のとおりです。

続きまして、「民生委員・児童委員等奉仕者の代表者」といたしまして、

大阪市民生委員児童委員協議会副会長の浦野英男様
大阪市民生委員児童委員協議会副会長の山本文雄様
大阪市民生委員児童委員協議会常任理事の三木一誠様

以上 3 名の皆さまに引き続き、ご尽力賜りたいと存じます。

3 頁に移りまして、「社会福祉関係公務員、社会福祉に関係ある団体の代表者及び学識経験者等」でございます。

釜ヶ崎支援機構理事長の山田實様

新たな候補者といたしまして、まずは、ライオンズクラブ国際協会 335-B 地区名誉顧問会議長の西尾良典様ですが、青少年育成や災害支援など地域に特化した取組みを行われているライオンズクラブ国際協会 335-B 地区において、長年にわたり重要な役割を担っておられ、本会与締結した「災害時におけるボランティア支援に関する協定書」にご尽力いただきました。

続いて、令和 7 年 4 月 1 日に区長会議福祉・健康部会部会長に新たに就任された工藤誠様を推薦いたしたく存じます。

今回、評議員候補者の皆さまには、社会福祉法に定められた事項に係る確認書も提出いただいております。

以上、評議員候補者の推薦についてご説明いたしました。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

永 岡 議 長

ただ今、評議員候補者の推薦について説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

永 岡 議 長 異議なしということですので、第3号議案は、原案どおり決定されました。

<第4号議案> 給与規則の一部改正 (案) について

永 岡 議 長 続きます。第4号議案の給与規則の一部改正について、事務局から説明してください。

安 森 部 長 第4号議案、給与規則の一部改正 (案) について、ご説明します。
資料4をご覧ください。

令和7年3月に開催した理事会において、ご承認いただいた新たな事務局体制に基づき、4月1日付で職位についても見直しを行い、「課長代理級」を「課長級」へと名称を変更したことに伴い改正するものです。

施行日については、令和7年6月10日です。

以上、第4号議案について、ご説明いたしました。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

永 岡 議 長 ただ今、給与規則の一部改正 (案) について説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第4号議案は、原案どおり決定されました。

<第5号議案> 定時評議員会の開催 (案) について

永 岡 議 長 続きます。第5号議案の定時評議員会の開催 (案) について、事務局から説明してください。

安 森 部 長 第5号議案 定時評議員会の開催 (案) につきまして、ご説明いたします。
資料5をご覧ください。

定款第14条におきまして、評議員会は法令に特段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集すると規定しておりますことから、今回、お諮りするものです。

開催日時及び場所につきましては、令和7年6月25日 (水)、午前10時30分から市立社会福祉センター3階 第1会議室で開催します。

議案につきましては、令和6年度事業報告及び決算報告 (案) について、理事及び監事の選任についてでございます。

以上、定時評議員会の開催 (案) についてご説明いたしました。

よろしくお願いいたします。

永 岡 議 長 ただ今、定時評議員会の開催 (案) について説明がありましたが、ご承認いただけますか。

ご承認の場合は、挙手をお願いします。

(異 議 な し)

異議なしということですので、第5号議案は、原案どおり決定されました。

永岡議長 本日ご審議いただく案件は、全て終了いたしましたので、ここで議長役を終了させていただきます。
ご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

司 会 それでは、続きまして報告事項にうつらせていただきます。
お手元資料6をご覧ください。
定款第20条に、会長及び業務執行理事は、毎会計年度に2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならないと規定しております。
本日は、令和6年11月から令和7年5月時点までの状況につきまして、永岡会長及び吉村常務理事から報告いたします。
それでは、永岡会長から、よろしく願いいたします。

永岡会長 資料6の令和6年11月1日以降の執行状況について、詳細は、後ほど、吉村常務理事から報告しますが、まず、私から簡単に報告させていただきます。
市社協の様々な業務につきましては、毎月打ち合わせなどをさせていただいております。
大阪市社会福祉審議会では、どの分科会でも人材養成と人材確保のことが喫緊の課題になっており、社会福祉の専門職が消えてしまうのではないかと心配される方もおられました。
大学で学んでいる人が学生の時から社協で働きたいと欲していただけのように、つながりを早期に作っていく必要があると思いました。
また、給与水準についても改善が必要と感じました。
どの分野でも、現在人材確保と給与水準については課題となっておりますので、他の分野とも一緒に連携しながら働きかけをしていかないといけないと思いました。
全社協では、3月に社会福祉協議会の基本的な指針を示す基本要項2025が完成しました。昨年度作成過程で私も議論に参加させていただきましたが、3月の完成時に、基本要項をもとに事業に取り組みながら必要な部分は修正を加えていきたい、というお話をお聞きしました。
先ほどご意見もありましたように、今の地域の状況や社会福祉をめぐる状況に対して社協としてどう取り組んでいくのか、具体的な部分が問われるところですので、基本要項に書かれていないところも深めていかないといけないと思っております。
大阪市社協としましても、社協のあり方検討委員会を設置し、4月以降少しずつ進めていただいておりますが、どのように活動を展開していくのか、これから中長期にわたっての計画もみんなでも共有して取り組めるようにすることと、社協とは何かということを変更して明確にお伝えできるようにしていかなければいけないと思っております。報告は以上です。

吉村常務 それでは、私から資料6に基づき、昨年11月1日以降の職務執行状況について、ご報告いたします。
「1 事業推進にかかる事項」についてでございます。
1つ目の「第3期大阪市地域福祉活動推進計画の推進」としましては、令和6

年度は第3期計画の初年度にあたり、計画内容を広く周知し協力を得るため、計画の概要版を作成しました。

また、計画を着実に推進するため、本会及び各区社協において、具体的な取組みと数値目標等を設定した実行計画を策定し取り組んできており、令和7年3月4日に大阪市地域福祉活動推進委員会を開催し、令和6年度の本会及び区社協の取組み状況につきまして点検いただき、今後の対応方策についてもご意見を頂戴しました。

令和7年2月21日には、「地域福祉活動の担い手を広げる」と題して、地域福祉シンポジウムを開催しました。

さらに、第3期計画の重点推進項目である「参加支援」の取組みについて、社協職員が円滑に実践していけるよう、まず、令和6年度において、相談支援から参加支援を進めるためのガイドブックを作成しました。

2つ目のこどもの居場所活動を支援する「大阪市地域こども支援ネットワーク事業の推進」としましては、令和7年2月8日に、こどもたちが様々な体験をすることの大切さを考える「地域こども支援ネットワーク事業シンポジウム」を開催しました。また、各区社協において、こどもたちや保護者に、こども食堂等の活動がどこで行われているかを知ってもらう広報活動を進めており、現在、15区で「こどもの居場所活動マップ」を作成し発信しているところです。

3つ目の「介護保険要介護認定・障がい支援区分認定調査事業」につきましては、令和6年度まで受託していた要介護19区、障がい15区分の業務をやり遂げ、他業者に速やかに引き継ぎを行ったうえで、4月以降、要介護・障がいともに5区で業務を滞りなく実施できるよう進捗管理を行っています。

4つ目の「生活福祉資金コロナ特例貸付のフォローアップ支援事業の業務拡充」としましては、各区社協において、償還が困難な借受人に加え、償還免除者、未応答者等も対象とし、生活状況を確認し必要な支援につなげる取組みを、4月から適切に実施できるよう、大阪府社協等との調整や、担当職員への業務説明・マニュアル提供などを行いました。

5つ目の「社協のあり方検討委員会の立ち上げ」につきましては、会長からの冒頭のご挨拶で触れたとおりでございます。

次に、「2 人材の確保・育成等組織基盤の強化」についてですが、1つ目の「職員の採用」としましては、昨年11月以降、11月1日付けで1名、令和7年2月1日付けで1名、4月1日付けで新卒10名、既卒9名、合計19名を採用いたしました。

また、令和8年4月1日付けの新卒者の採用や、令和7年7月1日付け既卒者の採用の募集を行い、選考手続きを進めていくことにしています。

2つ目の「職員研修」につきましては、区社協職員を対象に、「ひきこもりの理解と支援」をテーマとして、個別支援・地域づくりの実践研修等を実施しました。

3つ目のICTの活用としまして、昨年12月から、「クラウド型の新しい給与・人事システムの運用」を開始し、給与・人事業務の効率化を図っています。また、「組織内の情報共有ツール」につきましても、既存のツールが6年度末で使用期限を迎えましたので、利便性や経費等を勘案して、新しいツールに切り替えたところです。

吉 村 常 務

「3 情報発信及び災害対策」についてですが、「(1) 情報発信力の向上」に関しまして、より効果的な情報発信をめざし、「大阪の社会福祉」について、毎月発行を2カ月に1回、奇数月発行に変更する一方、ページ数を増やし全面カラー刷りとするとともに、ボランティア・市民活動情報誌「COMVO」についても、年10回発行を2カ月に1回、偶数月発行に変更する一方、SNSと連動させて発信していくことにしています。

「(2) 災害対応」に関しましては、能登半島地震の被災地支援に続いて、豪雨災害の発生に対しても、輪島市社協の災害ボランティアセンターの運営支援に職員を派遣しました。また、本会の災害対応力の強化に向け、昨年12月25日に、大規模地震発生を想定して、発災から災害対策本部立ち上げまでの初動対応訓練を実施するとともに、業務継続計画（BCP）の改訂や、災害時に本会の活動拠点となる災害対策用スペースの整備を進めました。さらに、地域レベルでの災害対応を強化するため、ライオンズクラブと各区社協との関係づくりを支援しており、現在、23区で協定締結が行われています。

「4 監査等の状況」、「5 各種会議その他重要な組織の活動」、「6 その他の重要な会議、行事の実施及び参加状況」については資料に記載のとおりです。

私からの報告は以上です。

司 会

ただ今、永岡会長、吉村常務理事から報告いただきましたが、ご質問はございますか。

ないようでございますので、報告は以上となります。

ここで、今任期をもちまして理事を退任されます北様におかれましては、長年本会の理事としてご指導ご協力をいただきましたことに改めて感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。それでは、退任にあたってお言葉を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。

北 理 事

(あ い さ つ)

司 会

ありがとうございました。

会長からも一言いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

永 岡 会 長

(あ い さ つ)

司 会

今後とも大阪市社協の事業各般にわたりご支援ご協力賜りますようお願い申し上げます。

それではこれもちまして、理事会を終了させていただきます。

今後の予定でございますが、会長及び副会長の選任等についてご審議いただきます理事会を令和7年6月25日（水）午後1時30分から、市立社会福祉センターで開催いたします。

次期任期も継続してご就任いただく予定の理事、監事の皆さまに、会議終了後、事務局から開催案内をお渡しいたしますので、ご多用のところ申し訳ございませんが、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

本日は、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

